

六 交渉並解決状況

酒井組ヨリ解約通知ニ接シタル労働者側ハ加藤昇外ニ名
ヲ代表者トシ本月九日午前十時ヨリ工事現場身事務所ニ於
テ組代表池田泰松外ニ名ト會見シ解約反対並工賃位上
ゲシ要ハシテ交渉シタルモ事業主側ハ要ホ事項全部ヲ
拒絶シ改メテ

(1) 爭議參加労働者全部ヲ解雇スルコト

(2) 右解雇ノ労働者ニ対シ既ニ支払済ナル工賃日額七十銭
乃至九十五銭ヲ日額平均ニシテ三十銭ニ増額シ雇人当初(客

年十一月二十二日)ヨリ本月九日迄ヲ計算シテ既ニ支給セル

工賃ノ差引キ残額ヲ給付スルコト

(3) 解雇者ニ慰勞金トシテ若干金ヲ給与スルコト

ノ三案ヲ提出シタルハ労働者側ハ要ホ事項ヲ撤回シ
事業主ノ提議ニ基キ世識ノ結果該当シ承認シタル上
更ニ解雇手當十五日分ヲ要ホシ事業主側ハ二日分ヲ
給付スベシト述べタルモ労働者側ハ飽シテ十五日分ヲ
要ホシテ交渉決裂スルニ至リタルガ翌十日日本所已條
系町一九三三土木請負業沢崎嘉一ナルモノ謝停者トナ
リ兩者同ク斡旋シタル結果別記条件ニヨリ同滿解決
セリ

右及申(通)報候也